

## 安全データシート(SDS)

作成：2020年12月15日

製品名： BELLHAMMER light

## 1. 化学物質等及び会社情報

製品名 : BELLHAMMER light (260ml)  
会社名 : スズキ機工株式会社  
住所 : 〒270-2214 千葉県松戸市松飛台316-3  
担当部門 :  
緊急連絡電話番号 : 電話番号 047-385-5311 FAX番号 047-385-5313

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類(JIS Z 7252-2014) : GHS分類基準に該当しない

GHSラベル要素

絵表示(シンボル) : なし

注意喚起語 : なし

危険有害性情報 : なし

注意書き

【安全対策】 : GHS分類による注意書きなし

【応急措置】 : GHS分類による注意書きなし

【保管】 : GHS分類による注意書きなし

【廃棄】 : GHS分類による注意書きなし

その他

: GHS分類による注意書きはありませんが、  
以降の情報を参考に安全対策/応急措置/保管/廃棄に関し、十分な配慮を行うこと。

## 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分 : 混合物  
化学名又は一般名 : 潤滑油  
成分及び含有量 : 精製鉱物油 80%~90%  
摩耗防止剤 10%~20%  
化学特性(化学式) : 特定できない  
官報公示整理番号 :  
化審法 : 鉱油(政令番号No.168)  
モリブデンジアルキルジチオホスフェート(政令番号No.603)  
CASNo. : 非公開

## 安全データシート(SDS)

作成：2020年12月15日

製品名： BELLHAMMER light

---

#### 4. 応急措置

吸入した場合	: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 気分が悪い時は医師の判断/手当を受けること。
皮膚に付着した場合	: 布や紙などで拭き取った後、水と石鹸で付着した部分を洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合は医師の診断/手当を受けること。
眼に入った場合	: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 その後も洗浄を続けること。 目の刺激が続く場合は、眼科医の診断/手当を受けること。
飲み込んだ場合	: 無理に吐かせない。 口の中が汚染されている場合には、水で十分洗浄すること。 気分が悪い時は医師の診断/手当を受けること。

---

#### 5. 火災時の措置

消火剤	: 霧状の強化液、粉末、炭酸ガス、泡
使ってはならない消火剤	: 棒状の水や注水は火災を拡大し、危険な場合がある。
火災時の特有の危険有害性	: 燃焼ガスには、一酸化炭素、リン酸化物、硫黄酸化物、塩化水素等の有毒ガスが含まれています。
特有の消火方法	: 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を使用する。 大規模火災の際には、泡消火剤、霧状の強化液を使用する。

---

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	: 作業の際は適切な保護具を着用する。 漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。
環境に対する注意事項	: 流出した製品が河川等に排出されないように注意する。 回収物や使用したウエス等は法規に従って処分する。
除去方法	: 少量の場合は乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて密閉できる空容器に回収する。 大量の場合は盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
二次災害の防止策	: 付近の着火源となるものをすみやかに取り除き、消火用器材を準備する。

---

## 安全データシート(SDS)

作成：2020年12月15日

製品名： BELLHAMMER light

## 7. 取扱い及び保管上の注意

## 取扱い

技術的対策

:保護眼鏡や保護手袋等の適切な保護具を着用し、直接の接触を避ける。

安全取扱い注意事項

:作業場の換気を十分に行うこと。

みだりに蒸気やミストが発生させない。

指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する。

製造所、貯蔵所、取扱所で行うこと。

使用前にSDS/取扱説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。

ミストの吸入をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を取り扱うときに、飲食又は喫煙をしないこと。

衣類に付着した場合、汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には、洗濯をすること。

火気厳禁

## 保管

適切な保管条件

:施錠して保管すること。

ゴミや水分の混入防止のため密栓すること。

直射日光を避け、冷暗所に保管すること。

通風をよくし、蒸気が滞留しないようにする。

混触禁止物質強酸化剤(強酸化剤)と分離して保管すること。

消防法に従い適切に保管すること。

火気厳禁

## 8. 暴露防止及び保護措置

## 設備対策

:蒸気又はミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は局所排気装置を設ける。

電気機器類は防爆構造のものを用いる。

取扱い場所の近くには、洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。

## 管理濃度

:設定されていない。(作業環境基準:労働省告示第26号、平成7年3月27日)

## 許容濃度

:日本産業衛生学会

3mg/m<sup>3</sup>(鉱油ミスト、2010年)

硫化油脂10ppm(硫化水素、2010年)

ACGIH

TLV=TWA 5mg/m<sup>3</sup>(鉱油ミスト、2010年)

TLV=TWA 硫化油脂10ppm(硫化水素、2010年)

TLV=TWA10mg/m<sup>3</sup>(モリブデンジアルキルジチオホスフェート、2010年)

## 保護具

呼吸用の保護具

:通常の取り扱い条件においては特に必要なし。

蒸気又はミストが発生する場合は有機ガス用を着用する。

手の保護具

:耐油性の手袋を着用する。

眼の保護具

:普通型保護眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具

:付着する可能性のある場合は、耐油性の長袖作業服を着用する。

## 安全データシート(SDS)

作成：2020年12月15日

製品名： BELLHAMMER light

## 9. 物理的及び化学的性質

## 物理的状态

形状	:液体
色	:薄黄色
臭い	:僅かな特異臭
沸点	:データ無し
分解温度	:データ無し
蒸気圧	:データ無し
揮発性	:データ無し
発火点	:データ無し
引火点	:214°C(@C.O.C)代表値
爆発限界	:データ無し
可燃性	:消防法 危険物 第4類第4石油類(非水溶性液体)
融点	:データ無し
初留点	:データ無し
溶解性	:水に不溶。石油系溶剤に溶解する。
密度	:0.91g/cm <sup>3</sup> (@15C)代表値
動粘度	:87.7 mm <sup>2</sup> /s(@40°C) 代表値
その他	:データ無し

## 10. 安定性及び反応性

安定性	:室温では安定
反応性	:水との反応性はない
避けるべき条件	:混触危険物質との接触
混触危険物質	:強酸化剤

## 安全データシート(SDS)

作成：2020年12月15日

製品名： BELLHAMMER light

---

## 11. 有害性情報

急性毒性(経口)	: データ不足のため分類できない
急性毒性(経皮)	: データ不足のため分類できない
急性毒性(吸入・ミスト)	: データ不足のため分類できない
皮膚腐食性・刺激性	: データ不足のため分類できない
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	: データ不足のため分類できない
呼吸器感作性	: データ不足のため分類できない
皮膚感作性	: データ不足のため分類できない
生殖細胞変異原性	: データ不足のため分類できない
発がん性	: データ不足のため分類できない
生殖毒性	: データ不足のため分類できない
特定標的臓器毒性(単回曝露)	: データ不足のため分類できない
特定標的臓器毒性(反復曝露)	: データ不足のため分類できない
吸引性呼吸有害性	: 区分外

※上記の判定は「GHSに基づく化学物質の分類方法」(JIS Z7252-2014)に従った。

---

## 12. 環境影響情報

水生環境急性毒性	: データ不足のため分類できない
水生環境慢性毒性	: データ不足のため分類できない
オゾン層への有害性	: 各成分はモントリオール議定書には列記されていない。 ※上記の判定は「GHSに基づく化学物質の分類方法」(JIS Z7252-2014)に従った。
移動性	: 環境に排出された場合、土壌に移動する可能性がある。
残留性/分解性	: 生分解性は低いと考えられる。

---

## 13. 廃棄上の注意

投棄禁止、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い適正に処理すること。  
内容物や容器を廃棄する場合、法律・各自治体の条例に基づき、  
許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託する。  
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去してリサイクルするか、  
関係法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

---

## 安全データシート(SDS)

作成：2020年12月15日

製品名： BELLHAMMER light

## 14. 輸送上の注意

国連分類 : 国連勧告の定義上危険物に該当しない。  
国連番号 : 非該当  
国内規制 : 消防法 危険物 第四類第四石油類(非水溶性)  
海上輸送及び航空輸送 危険物に非該当

## 15. 適用法令

消防法 : 該当……(危険物第4類 第4石油類)  
毒物及び劇薬取締法 : 非該当  
労働安全衛生法 : 表示物質(57条)  
該当……(鉱油80%~90%含有)  
労働安全衛生法 : 通知対象物(57条の2)  
該当……(鉱油80%~90%)  
(モリブデン及びその化合物0.1~0.5%含有)  
化学物質管理促進法(PRTR法) : 第一種及び第二種指定物質  
非該当  
水質汚濁防止法 : 油分排出規制……(許容濃度5mg/1ノルマルヘキサン抽出分として)  
海洋汚染防止法 : 油分排出規制……(原則禁止)  
下水道法 : 鉱油類排出規制……(5mg/1)  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 産業廃棄物規制……(拡散、流出の禁止)

## 16. その他の情報

参考文献等:

- 1) 許容濃度等の勧告、日本産業衛生学会(2010)
- 2) 米国産業衛生専門家会議(ACGIH)“TLVs and BELs 2010”(2010)
- 3) International Uniform Chemical Information Database(IUCLID)(2000)
- 4) IARC suppl.7(1987)
- 5) IARC Monographs Programme on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans(1987)
- 6) EC理事会指令「67/548/EEC」の付属書 I「危険な物質リスト」
- 7) 米国産業衛生専門家会議:ACGIH documentation(2001)
- 8) IARC Monographs Programme on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans(1984)
- 9) WHO/IPCS:「環境保護クライテリア(EHC)」(1982)
- 10) WHO/IPCS:「ICSCカード(International Chemical Safety Cards)(2001)
- 11) GHSに基づく化学物質の分類方法」(JIS Z7252-2014)

記載内容の取扱い:

本文書の記載内容は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。  
この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。  
全ての化学品には未知の有害性がありうるため、取扱には細心の注意が必要です。  
ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。

以上